

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年七月十二日奈良県指令建第一〇〇―二六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年四月十六日建第九一五九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年四月十六日建第五四二八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字粟殿八三四番一八及び八四八番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三
株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 桜井市大字粟殿八三四番一八及び八四八番三の各一部

一 許可番号

平成二十九年十一月十七日奈良県指令建第一〇〇―一〇八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年四月十六日建第九一六〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年四月十六日建第五四二九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市八木町三丁目八七番一の一部、八八番一の一部、九〇番一及び九〇番四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市旭ヶ丘一丁目九番地の一〇
三洋建設株式会社 代表取締役 牧浦徹

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 檀原市八木町三丁目八八番一の一部

下水道 檀原市八木町三丁目八八番一の一部